平成２１年（フ）第６３号
徳島県美馬市脇町字新山178番地４
債務者　藤本佳世子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２２２号
愛媛県新居浜市中村３丁目８番57号
債務者　村上　明久
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第４号
愛媛県新居浜市郷１丁目15番15号、住民票上の住所愛媛県新居浜市本郷３丁目２番21号
債務者　堀田　正道
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第２２号
愛媛県西条市氷見丙525番地２
債務者　宇佐美　仁
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第７５２号
高知市一宮南町１丁目15番52号
債務者　澁谷　　英
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２９号
高知市薊野北町３丁目13番15―１号
債務者　八幡　洋一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７号
高知市北本町１丁目４番20号　ファースト北本町501号
債務者　小出　　豊
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４号
高知県香南市野市町西野669番地５
債務者　西山日出海
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４５号
高知県香南市野市町西野669番地５
債務者　西山　美恵
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２号
高知県南国市岡豊町常通寺島515番地
債務者　川添　貴志
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６号
高知市秦南町１丁目８番４号　シティーライフ秦南205号
債務者　森光　泰仁
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５８号
高知市桟橋通１丁目４番13号
債務者　梶原　光也
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６３号
高知市桟橋通１丁目４番13号
債務者　梶原　伊世
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６８号
高知市長浜93番地４
債務者　山脇　勇人
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７１号
高知市東城山町13番地13
債務者　柏井　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９６号
高知県高岡郡四万十町興津乙2346番地20
債務者　伴ノ内　操
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第１号
高知県高岡郡四万十町興津1585番地１
債務者　東山　隆好
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第８号
高知県室戸市室戸岬町2033番地７
債務者　北川　美保
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係